言語聴覚士養成所自己点検票

令和 年 月 日 実施

		養成所名						学科名及	び課程	名			科	課程
		所 在 地						修業年限	及び定	A			年	名
		作成者:	役職名				氏	名						
		調		査	事	項				判		関係法令等		備考
1	教	員等に関する事	項											
	(1)	専任教員の数	なび配置 しょうしょう	は適切か					适	i 🗆	否 🗆	指導要領第3-1		
	(2)	指定規則別え そのうち医師、関 教員が5人(又) (1学年に2学級	国科医師、 は3か4人)	言語聴覚士 以上いるか	又はこれと同	等以上の学	識経験を有	する専任	· 道	i 🗆	否 🏻	指定規則第4条第1項第4号、 項第4号、第3項第3号、第4項第 号、指導要領第3-3		
	(3)	専任教員のう 語聴覚士である		は1か2人)以	以上は免許を	受けた後5年	F以上業務約	圣験を有する	る言道	i 🗆	否 🗆	指定規則第4条第1項第5号、 項第5号、第3項第4号、第4項第 号		
	(4)	専任教員1人	の担当授	業時間数は	、1週間あたり	15時間を	標準としてい	るか	遁	i 🗆	否 🗆	指導要領第3-2		
	(5)	教員は担当科 (医師、歯科医師、				する者であ	るか		道	<u> </u>	否 口			
	(6)	教員の出勤り	大況が確実	に記録される	ているか				道	i 🗆	否 🗆			
2	学	生に関する事項	[
	(1)	入学資格の審	香は確実	に行われてい	いるか (卒業)	証明書、卒	業見込証明	書etc)	道	i 🗆	否 🗆	指導要領第2-2		
	(2)	1学級の定員 か	は、10名」	以上40名以	以下で、学則に	定められた	学生の定員	を遵守してい	いる。	i 🗆	否 🗆	指定規則第4条第1項第6号、第2 6号、第3項第5号、第4項第2号、指 要領第2一1、H11,1,12医事第1号通	導	
	(3)	入学者の選考	がは適正に	行われている	か ※複数面	i接、筆記詞	战験、合格基	準etc	通	i 🗆	否 🗆	指導要領第2-3		
	(4)	入学、進級、	卒業、成績	、 出席状况	2等に関する記	記録が確実は	に保存されて	いるか	道	i 🗆	否 🗆	指導要領第2-5		
	(5)	入学時期は厳	を正か、また	途中入学な	が行われていな	いか			通	i 🗆	否 🗆			
	(6)	出席状況の不	₹良な者、≒	学力が十分	でない者等にな	対する進級:	又は卒業の持	措置は適切	か 適	i 🗆	否 🗆	指導要領第2-4		
	(7)	健康診断等仍然学校保健安定		:、必要な措	置がとられてし	るか			道	i 🗆	否 🗆	指導要領第2-6		
3	授	業に関する事項	[·				•	
	(1)	学則に定めらなさせることを目的			!規則各別表(の各教育分	野に掲げる事	事項を修得	道	<u> </u>	否 口	指定規則第4条第1項第3号、 項第3号、第3項第5号、第4項 号		
	(2)	単位の計算方 (1単位の授業時 から45時間、臨床	間数は、講	義及び演習	は15時間から30)時間、実験	・実習及び実	技は30時間		i 🗆	否 🗆	指導要領第4-1-(1)		
	(3)	教育課程の編 29単位以上で 臨床実習12単 講義、実習等を	840時間以 位以上で	L上、専門分 180時間以。)野(臨床実習	冒を除く)32	単位以上で	945時間以	上	i 🗆	否 🗆	指導要領第4-1-(2)		
	(4)	選択必修分里 教育内容とは別 しいこと								i 🗆	否 口	指導要領第4-1-(4)		
	(5)	単位の認定は していることを確								i 🗆	否 口	指導要領第4-1-(3)-ア、4 1-(1)-ウ	1-	
	(7)	合併授業が行	_す われていた	いか(昼間	部と夜間部、	異なる学年)		通	i 🗆	否 🗆			
	(8)	同時に授業を	行う学生の	数は40人	以下であるか				通	i 🗆	否 🗆	指導要領第5-1		
	(9)	学則に定めら	れていない	临時休校等	が行われてい	ないか			遁	i 🗆	否 🗆			
	(10)	教員が欠勤し	た場合の指	昔置は適切る	であるか (振春	替授業)			通	i 🗆	否 🗆			

言語聴覚士養成所自己点検票

令和 年 月 日 実施

	養成所名						
	所 在 地	<u> </u>	修業年限及び	定員	年	名	
	作成者: 役職名	氏	名				
				判定	関係法令等	備考	
4	臨床実習に関する事項				pount.	11.5	
	(1) 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関す ふさわしい施設である、病院、診療所その他の施設を利用し		の実習を行うに	適口否口	指定規則第4条第1項第10号、第 2項第6号、第3項第5号、第4項第 2号、指導要領第6-1		
	各指導内容に対する専門的知識に優れ、言語聴覚士免(2) 法第2条に掲げる業務に従事している者で、指導能力を有指導が行われているか(H18.3.31までは業務経験が5年以上	する実習指導者	こよる	適口否口	指導要領第6-1-(1)		
	(3) 医療機関以外の施設で行う臨床実習は、4単位(160)	寺間)を超えていな	いか	適口否口	指導要領第6-1-(4)		
	(4) 実習人員は、実習施設の実情に応じた受入可能な人数 が担当する学生の数は、2人を限度としているか	とし、実習指導者	†1人	適口否口	指導要領第6-1-(2)		
	(5) 医療機関である臨床実習施設は、専用の訓練室及び実 機械器具を有しているか	習を行う上に必要	をな	適口否口	指定規則第4条第1項第11号、第 2項第6号、第3項第5号、第4項第 2号、指導要領第6-1-(3)		
5	施設設備に関する事項						
	(1) 適正な数の普通教室を有しているか (同時に授業を行う	学級の数以上)		適口否口	指定規則第4条第1項第7号、第2 項第6号、第3項第5号、第4項第2 号		
	(2) 専用の実習室及び図書室を有しているか			適口否口	指導要領第5-2		
	(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か(概ね、普通教室1 かつ設備機能を保有、内法測定)	.65㎡/人、実習室	≧3.31㎡∕人、	適口否口			
	(4) 次の実習室を有するか → 基礎実習室、検査室(防音設 教材作成室、ロッカールーム(又		観察室有り)、	適口否口	指導要領第5-2		
	(5) 敷地、校舎は確実に使用できる権利が確保され、位置及 (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	び環境が教育上	適切か	所有□ 賃貸□ 適 □ 否 □	指導要領第1-4		
	(6) 校舎は他の目的に併用されていないか			併用 有 🗆 無 🗅			
6	財政に関する事項			,			
	(1) 養成所の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健	全性)		適口否口	指定規則第4条第1項第13号、第 2項第6号、第3項第5号、第4項第 2号		
	(2) 養成所の経理は明確に区分されているか (養成所以外	と)		適口否口			
	(3) 日で不当な金額を徴収していないか	スは父兄から寄附	金その他の名	適口否口	指導要領第7-1		
7	事務に関する事項						
	(1) 各帳簿類は適正に管理されているか ※要領からは削機	余された		適口否口			
	次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は54 ① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 □	年間保存されてい	·ること				
	⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □⑦ 往復文書処理簿 □						
	(2) 専任の事務職員は配置されているか			適口否口	指定規則第4条第1項第12号、第 2項第6号、第3項第5号、第4項第 2号		
8	機械器具(指導要領別表)						
	◎ 教育上必要な機械器具			適口否口	指定規則第4条第1項第9号、第2 項第6号、第3項第5号、第4項第2 号		
					指導要領第5-3(1)		

言語聴覚士養成所自己点検票

令和 年 月 日 実施

	養 成 所 名		学科名及び課	程名	利	詳 課程
	所 在 地		修業年限及び	定員	岳	F 名
	作成者: 役職名	氏	名			
	調査事功	 頁		判定	関係法令等	備考
9	標本及び模型(指導要領別表)					
	◎ 教育上必要な模型			適口否口	指導要領第5-3(1)	
10	図書					
	教育上必要な専門図書(洋書を含む) (1000冊以上)			適口否口	指導要領第5-3(2)	
11	その他の備品					
	机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)			適口否口		
12	その他変更申請及び届出、報告に関する事項					
	(1)変更承認申請は変更する日の3ヶ月前までに、知事あて提出	けしているか		適口否口	指導要領第1-2	
	(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしている	 るか		適口否口	指定規則第3条第3項	
	(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく	報告しているか	١	適口 否口	指定規則第5条	